

令和3年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

国家公務員倫理審査会決定

令和3年5月14日

国家公務員倫理審査会は、令和3年度に取り組むべき重要政策として評価の対象とする政策並びに当該政策ごとの政策目標及び具体的な取組内容等について、次のとおり決定する。

令和3年度国家公務員倫理審査会政策評価実施計画

1 職員の倫理意識のかん養、倫理的な組織風土・環境の構築及びこれらに係る国民や民間企業等からの理解の促進

《政策目標》

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する状況を踏まえ、倫理研修の充実及び定期的・計画的な実施の促進等に柔軟かつ効果的に取り組むとともに、広い意味での倫理意識を高めるための工夫や新たな教材の検討・開発、今まで蓄積した教材の活用等を進めることを通じ、職員の倫理意識をかん養する。
- (2) また、相談・通報の活用促進や倫理保持体制の一層の充実・強化を進めることを通じ、倫理的な組織風土を構築する。
- (3) 国家公務員のステークホルダーである国民や民間企業等に対する公務員倫理に関する理解を促進し、これにより職員の倫理保持や倫理的な組織風土の構築を実効あるものとし、公務に対する国民の信頼を確保する。

《具体的な取組内容》

- (1) 倫理研修の充実及び定期的・計画的な研修受講の促進
- (2) 倫理研修・制度説明会、Web 有識者講演会の開催、各府省への研修講師の派遣（web 研修での講師対応を含む）及び倫理月間における各種取組の実施（特に、幹部・管理職員に対する研修の強化を図る）
- (3) eラーニング教材を含む各種教材の制作・配布・活用
- (4) 各府省等及び倫理審査会の相談・通報窓口に関する周知徹底
- (5) より利用しやすく安心して相談・通報できる仕組み・環境の構築
- (6) 国民、経済団体、民間企業等に対する積極的な広報活動、国民各層の国家公務員の倫理感に対する意見の把握

※ (1)から(3)までの取組において、職員の役職段階や府省ごとの倫理保持に係る課題や問題意識に即して、自分事として倫理保持の問題を捉え、具体的な行動へと結び付けることにつながるような内容の工夫を行う。

【測定指標】

- (1) 職員を対象とするアンケートの結果において、過去3年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合95%以上
- (2) 職員を対象とするアンケートの結果において、各府省等又は倫理審査

- 会の相談・通報窓口を知っていたとする職員の割合 90%以上
- (3) 職員を対象とするアンケートの結果において、倫理法等違反の疑いを見聞きした場合に相談・通報しようとする職員の割合 90%以上
- (4) 倫理審査会事務局が直接実施又は講師を派遣する研修における受講生の満足度又は理解度の割合 80%以上

【参考指標】

- (1) 職員を対象とするアンケートの結果において、過去1年間に倫理研修を受講したことがあるとする職員の割合
- (2) 国民又は職員を対象とするアンケートの結果において、国家公務員又は職員自らの倫理感が高い／低いと評価する割合
- (3) 倫理感を高めるために効果的な取組や研修の方法
- (4) 職場での相談、内部又は外部通報を躊躇する背景・要因

2 不祥事への厳正かつ迅速な対応

《政策目標》

各府省を支援し、違反事案に対する調査ノウハウ、懲戒手続の留意点、懲戒処分事例の提供などを行い、違反事案に対し厳正かつ迅速な対応を行う。

《具体的な取組内容》

- (1) 事案処理の際の各府省への助言
- (2) 各府省の担当者を対象とする会議・説明会において、具体的な事例の提示
- (3) 再発防止策に関する各府省へのフォローアップ

【測定指標】

- ・ 全事案件数に占める 90 日以内の期間で調査結果の報告を行った事案件数の割合 90%以上（他律的事由により当該期間が 90 日を超えたものを除く。）

【参考指標】

- ・ 違反事案の件数
- ・ 違反事案の処分等者数